

平成31年2月12日	時 分 受 理	受付順位	
		発言順位	
発 言 通 告 書			
藤枝市議会議長 西原 明美 様			
藤枝市議会議員 10番 平井 登 ⑩			
次のとおり通知します。			
発言の種類	代表質問	<input checked="" type="checkbox"/> 一般質問	緊急質問
1. 標 題	『有害鳥獣捕獲』の現状課題と推進に向けて 答弁を求める者 (市長、担当部長)		
(要旨・内容)			
<p>本市における鳥獣被害の中で最も被害をもたらす害獣であるイノシシとニホンジカの狩猟期間(平成30年11月1日～平成31年3月15日)が間もなく終了となります。その後の3月中旬～10月末までの期間は、「有害鳥獣捕獲許可」を受けなければ捕獲することはできません。</p> <p>『藤枝市鳥獣被害防止計画(平成28年度～30年度)』第2項の(5)今後の取組方針には、「鳥獣被害対策実施隊を設置し、捕獲者への支援や体制強化、地域との連携を図る。地域住民や農業者が主体となり、実施隊や猟友会、関係団体、行政等が連携して行う地域ぐるみの取り組みによる加害獣の捕獲による個体群管理、防護フェンス設置等による被害防除、緩衝帯整備等による生息環境管理の3つの施策を組み合わせる。(以下略)」と明記しています。この『鳥獣被害防止計画』を踏まえて、以下4項目10点について質問いたします。</p>			
(1) 平成28年度～30年度の「有害鳥獣捕獲期間」と「狩猟期間」における捕獲実績等について伺います。			
① 有害鳥獣捕獲報告書の申請により捕獲報償金が支払われたイノシシの捕獲頭数及び報告書を提出された許可者の人数について、猟友会3支所別、地域団体別(音羽町・原グループ、中田グループ)、その他別で3年間の実績数を伺います。なお、捕獲頭数については、報告書に記載された猟具別(銃・わな)で頭数を示してください。			
② 有害鳥獣捕獲実績と同様に、狩猟期間の実績についてイノシシの捕獲頭数及び報告書を提出された狩猟者登録の人数について、猟友会3支所別、地域団体別(音羽町・原グループ、中田グループ)、その他別で3年間の実績数を伺います。なお、捕獲頭数については、報告書に記載さ			

れた猟具別（銃・わな）で頭数を示してください。

※ただし、平成30年度の実績はまだ集計できないので不明で構いません。

(2) 有害鳥獣捕獲期間において、猟区が限定される理由、許可が出せない場合等について伺います。

①平成29年11月議会で、猟友会の猟区（テリトリー）について質問したところ、「基本的には今の志太猟友会3支所別の猟区を前提としていきたい」と回答を頂いておりますが、現実の問題として、地域の地形や面積をはじめ実際に稼働している各支所の許可者の人数や年齢等に偏りがあるため、捕獲活動が十分できない空白地域があると聞いております。また、それを補うために他の猟友会に応援を依頼したいが、猟友会には支所毎の縄張り（テリトリー）があるからできない、ということで大変困っている地域があるようです。

狩猟期（11月～3月）においては、猟区を県内一円として特別な問題は起こっていないようですので、有害鳥獣捕獲期間（概ね4月～10月）も同じように市内一円とし、猟区を分割限定しない方がよいと思いますが、どのような不都合な点があるのか伺います。

②本市ホームページの有害鳥獣捕獲許可では、「有害鳥獣により農林水産物の被害を受けた方またはその方に依頼された方（団体）に対し、有害鳥獣捕獲を許可しています」と記載されています。ただし、「猟友会以外の方が申請者となる場合には、許可できないことがあります」との但し書きがありますが、具体的または事例的に許可できないことを説明してください。

③地域ぐるみの捕獲活動を推進していくためには、地域住民や捕獲者に最も安全な固定猟具「箱わな」での取り組みが推奨できると考えます。

狩猟免許と狩猟者登録により、「自らの地域は自ら守る」活動をするのであれば、猟友会に入らずとも成果を上げることは十分可能であり、現に音羽町・原グループや中田グループでは猟友会に所属していない方々で編成され、「箱わな」のみでの捕獲実績を着実に上げ、地域から感謝されていると聞いております。

この2つのグループは猟友会の猟区とは無縁で、自らの地域に限定した捕獲活動をしている訳ですが、今後このような地域ぐるみ、地域限定で有害鳥獣捕獲を目指す個人や団体に対し、本市はどのような方針と要件で許可を出されていくのか伺います。

(3) 「有害鳥獣捕獲期間」の通年化を平成30年9月議会で伺ったところ、「国の制度を鑑みて前向きに検討する」と答弁されましたので、そのことについて伺います。

①平成31年度から「通年化」が実現するのか伺います。

②本市の有害鳥獣捕獲の報償金制度と国(県)の捕獲活動経費助成制度は大きな支援であり、狩猟免許取得者にとっては農作物等の被害防除ばかりでなく雑収入としても励みになると思われます。

通年化することによって、有害鳥獣捕獲許可の申請に積極的になることが予想されますが、これらの支援制度を、部農会を通じて周知させ、地域ぐるみの捕獲活動を促進させることが望ましいと考えますがいかがでしょうか。

③「銃猟」や「くくりわな猟」に比べ、「箱わな猟」は圧倒的に捕獲実績が高く、また、住民や捕獲者にとっても安全性が高い猟具として普及しています。しかしながら狩猟者登録をしても「箱わな」の貸し出しが限定的なため入手できず、結果として捕獲実績に繋がらない。それによって有害鳥獣捕獲許可を得ることができないという現実もあります。通年化が実現すれば「箱わな」の需要も多くなると考えますので、貸し出し数を増やしていただくことと購入助成率を上げていただくことを望みますが可能でしょうか。

(4) 捕獲者にとって大きな負担となっているのは、獣肉の自家消費や獣肉処理加工業者へ納められない屠体の廃棄処理(埋設・焼却等)です。

懸案の「獣肉解体処理施設」が実現すれば、そういった屠体の廃棄処分にも対応できると考えますが、以下について伺います。

①平成30年9月議会でも質問していますが、「獣肉処理加工施設整備検討会」の、その後の協議状況を伺います。

②「箱わな」は、管理の都合上農道等に近い場所に設置するのが普通ですが、捕獲した屠体を埋設するためにわざわざ山中や原野に埋めにいくことは一番大変な作業になっています。また、埋めた場所をタヌキやイノシシに掘り返されることが多く、環境汚染や豚コレラ感染への懸念もいよいよ高まっています。そこで、島田市のようにゴミ焼却場で受け入れるか、廃棄物処理事業者で受け入れ可能となるような対策ができないか伺います。

以上について、ご答弁をお願いいたします。

(※ 内容は詳細に記入してください。)